

大阪市における
小学生男児死亡・中学生男児傷害事例
検証結果報告書

平成25年9月

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童虐待事例検証部会

本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

目 次

各事例の検証

事例 1 小学生男児死亡事例（平成24年4月発生・中央区）・・・・・・・・ 2

- 1 事例の概要
- 2 事例の経緯と関係機関の対応
- 3 問題点・課題の整理
- 4 再発防止に向けた取組み

事例 2 中学生男児傷害事例（平成24年9月発生・平野区）・・・・・・・・ 12

- 1 事例の概要
- 2 事例の経緯と関係機関の対応
- 3 問題点・課題の整理
- 4 再発防止に向けた取組み

事例1 小学生男児死亡事例（平成24年4月発生・中央区）

1 事例の概要

平成24年4月15日、当時6歳の男児（以下「本児A」という）と4歳女児（以下「本児B」という）が母から包丁で切りつけられ、同日、本児Aについては死亡、本児Bについては前頸部及び両手首に傷を負い、同日から入院となった。

本児Bについては、退院と同時に一時保護がなされた後、母方の親族に引き取られた。

母は、同年5月7日に殺人容疑で逮捕されたが、留置、鑑定の結果、9月26日に不起訴処分となっている。（その後、親族のもとに帰国）

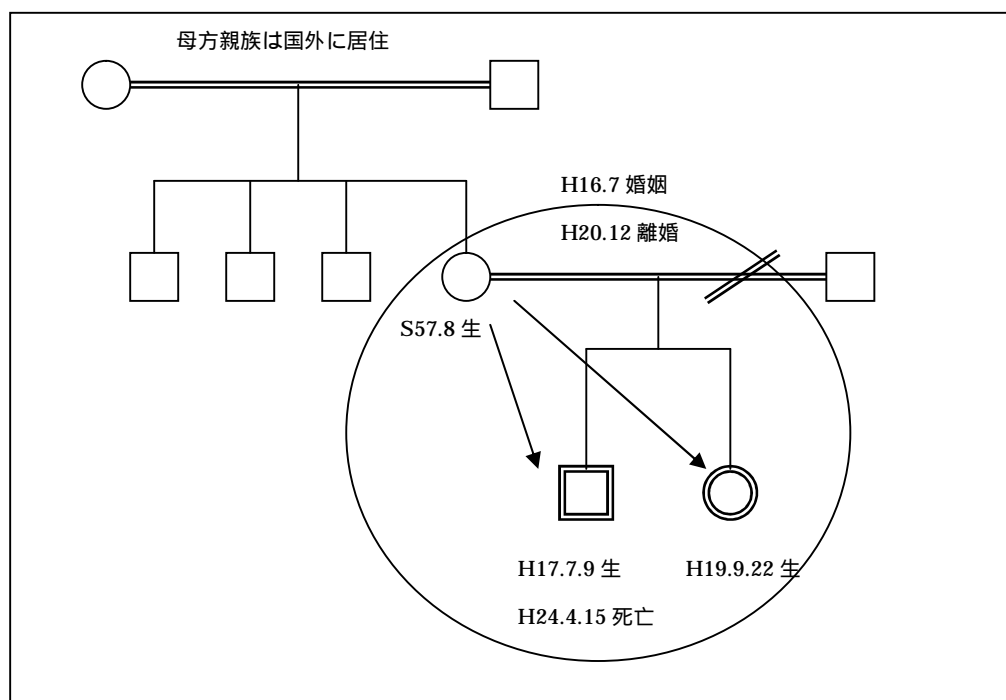
【家族構成】

（年齢は事例発生当時）

本児A：6歳男児（小学校1年生）

本児B：4歳女児（幼稚園在籍）

母：29歳（外国籍 C国）



2 事例の経緯と関係機関の対応

	こども相談センター (以下「センター」という)	区保健福祉センター・生活支援担当 (以下「生活支援担当」という)	幼稚園・小学校
【23年】 4/19	母、本児A・Bが中央区内で居住開始		
4/20	午前10時に本児Aが南警察署に「 <u>迷子にて保護</u> 」される(11時に母が引取り)		
5/12			<u>本児A幼稚園入園</u>
5/18		母が生活保護支給申請のため来所 相談及び申請受付	
5/25		生活保護ケースワーカー(以下「生保CW」という)が家庭訪問を実施(1回目) <ul style="list-style-type: none"> ・本児A・Bとも日本語はあまりできないが、母とはコミュニケーションがとれている ・母が夜間仕事に行くときは、友人に子どもを預けている ・親子関係に問題なしと判断 ・本児Bについて早期に保育サービスの活用をすすめた 	
6/4	正午に本児Aが南警察署に「 <u>迷子にて保護</u> 」される(13時に母が引取り)		
5~9月		5/27 6/3 7/1 7/19 7/25 8/1 8/9 9/14 母が生保の諸手続・保護費受給のため来所	
8/19		生保CWが家庭訪問を実施(2回目) <ul style="list-style-type: none"> ・本児A・Bがテレビゲームをしており母子ともにかわった様子はない 	
9/23	午後6時29分ごろ南警察署に近隣住民から「 <u>泣き声通報</u> 」あり		

	センター	生活支援担当	幼稚園・小学校
10 / 3	<p>南警察署から本児 A について書類通告あり（9 / 23 の泣き声通報について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体をチェックしたが外傷は認めず ・4月・6月に迷子にて保護されている ・保護者は夜間飲食店にて就労し、その間は知人が子どもを養育 ・日中の監護についてネグレクトの状況に該当し、生活環境の調整が必要 		
10 / 6	センター児童福祉司（以下「児童福祉司」という）が生保 C W に電話し、書類通告があったことと、その内容を伝える		
10 / 11		<p>生保 C W が家庭訪問を実施（3回目）</p> <p>母から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9 / 23 の泣き声通報は同マンション内の他の子どもと間違えての通報であった ・（話しているうちに泣き出し）夜間就労と子育ての両立に大きなストレスを感じている <p>生保 C W から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園の違い、一時保育制度について説明し昼間の仕事を検討するよう指導 	
10 / 12		<p>母が子どもと一緒に来所</p> <p>（母子ともに気になる様子はなし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児 B の保育サービスの利用と本児 A の保育料について相談（福祉担当） ・本児 B の保育所入所が決定したら、昼間の仕事に転職したいとの意向を確認 	

	センター	生活支援担当	幼稚園・小学校
10 / 14	<p>児童福祉司が幼稚園へ電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児 A について、時々欠席はあるが送迎はきちんとされていることを確認 ・日本語はわかりにくい 		
10 / 18	<p>南警察署へ取扱経過確認 (4 / 20・6 / 4 の迷子)</p>	母が来所 就労状況報告・申告書提出	
10 / 20	<p>児童福祉司が家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オートロックのマンションで、3 度呼び出すが不在 ・ポストが建物内にあり手紙を投函できず 		
11 / 6	<p>児童虐待ホットラインに近隣住民から泣き声通告あり (住戸・対象児童等特定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども 2 人の泣き声、母の怒鳴り声、叩いているような音が、近くのマンションから聞こえる 		
11 / 7	<p>児童福祉司が幼稚園へ電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児 A が順調に登園していることを確認 <p>11 / 11 に園にて母と接触することとする</p>		
11 / 10	<p>児童福祉司が幼稚園へ電話 (園から折り返し電話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母と 3 日間連絡つかない 		

	センター	生活支援担当	幼稚園・小学校
11 / 11	<p>14 : 25</p> <p>児童福祉司が家庭訪問 インターフォンを呼び出 すがすぐに切れる ポストが建物内にあり手 紙を投函できず</p> <p>児童福祉司が生保CWに本 児Aの状況を確認 ・10 / 11 の訪問時は元気そ うにしていた</p>		<p>11 : 37</p> <p>幼稚園から児童福 祉司に電話 本児Aが本日欠席 (数日前から) 最近連絡つかない</p> <p>16 : 00</p> <p>幼稚園長、担任が 家庭訪問 高熱を出して欠 席していたこと がわかる</p>
11 / 16	<p>母が生活保護の相談のため区へ来所 児童福祉司が同席する 母から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間就労中、子どもを友人にみてもらえなくなり、子どもだけで過 ごしている 何かあれば隣人に連絡してもらおうようにしている ・本児Aは、来日当初迷子になることがあったが、日本の生活に慣れ てきたので今はない ・C国の病院で「ハイパー(多動)」との診断を受けたことがあるが、 幼稚園に通園するようになって落ち着いている ・子どもたちは母の言うことをよく理解し、問題ない ・子どもたちだけの留守番について、危険性の認識が欠けていた ・友人に子どもを預けると、病気を移されるなどの心配が増える <p>生保CWから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の利用を勧め、夜間子どもたちだけにしないために、昼間 の仕事に転職するよう指導 <p>以降、区での対応とした</p>		<p>母が涙ぐみながら本 児Aを迎えに来る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談で怒られた ・こどもを大切にし ているのに、なぜ 怒られたのかわか らない
11 / 22			母が幼稚園で、生活 保護を受給している ことがいやだと話す
11 / 25		母が保護費受給のため来所	
11 / 29	<p>生保CWへ電話で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母は夜間就労継続 		

	センター	生活支援担当	幼稚園・小学校
12 / 16		母が来所 ・ 11 月末で夜間の仕事はやめ、昼間の仕事をさがしたい ・ 新年度から本児 B の幼稚園入園が決定した 継続した求職活動、本児 B について入園までの一時保育の利用を助言	本児 B の新入園児健康診断に出席
【24 年】 1 / 13		生保 C W が家庭訪問を実施（4 回目） ・ 部屋は片付いており、子どもたちも元気で特に問題は感じられない ・ 3 月に C 国から母方祖母が子どもたち会うために来日予定	
1 / 18		母が来所 ・ 子ども手当の更新手続きを行ったことについて報告	
2 / 12			本児 A 幼稚園生活発表会 母・本児 B 出席
3 / 1			本児 A 欠席のため幼稚園担任が母に電話 修了まで休まず登園を促す 幼稚園と小学校による連絡会を開催し、引継ぎを行う
3 / 2 ~ 15			本児 A 休まず登園
3 / 15			本児 A 幼稚園修了式 母・本児 B ・母方祖母出席
3 / 21		母が来所 生保 C W が面談 ・ 母方祖母は 3 / 23 に帰国予定 ・ 本児 A の小学校入学、本児 B の幼稚園入園の準備で忙しいと笑顔で話す	

	センター	生活支援担当	幼稚園・小学校
4 / 2~5			母が、本児Aの小学校入学に向け、準備物の確認、説明のため2度来校する
4 / 6			本児A小学校入学式 母・母方祖母が出席
4 / 9~11			本児A毎日登校 ・変わった様子なし ・休み時間は友達と遊んでいる
4 / 11			本児B幼稚園入園式 母が出席
4 / 12			本児A遅刻のため教務主任が家庭訪問し、その後母と登校
4 / 13			・本児A遅刻のため教務主任が家庭訪問し、その後母と登校 ・1年担当の教諭が本児Aと下校し、母と学校での様子について話す
4 / 15	事 例 発 生		

3 問題点・課題の整理

事実関係の整理

【家族の状況】

(母について)

母は外国籍であり、平成13年4月に来日し、他県に居住して歌手として働きつつ、複数の仕事をかけもちして生計をたてていた。

16年7月に日本人男性と結婚して本児A・Bを出産するが、20年12月に離婚。アルバイトをしながら本児A・Bを養育していたが、8か月後に帰国して両親に本児A・Bを預け、11か月後に再び単身で来日した。

その後、大阪市近郊に居住して複数の仕事をかけもちしていたが、23年2月から飲食店で歌手として働き始め、本児A・Bを連れ戻して、23年4月に中央区内で居住を開始し、5月から生活保護を受給した。

(本児A・Bについて)

本児A・Bとも日本語はあまりできないが、母とはコミュニケーションがとれていた。夜間の母の就労中は、友人が本児A・Bを預かっていた。

本児AはC国の病院にて「ハイパー」(多動)と診断されたことがある。

本児Aは、昼間に迷子にて2回(本市転入直後と約2か月後)警察に保護されている。また、来日から約半年後には、警察や児童虐待ホットラインへの泣き声通報等があった。

事例発生の直前に、本児Aは小学校へ入学、本児Bは幼稚園に入園した。

(親族について)

母方祖母はC国に居住しており、母とは頻りに連絡をとりあっていた。24年3月に来日し、本児Aの幼稚園修了式(3月15日)、小学校入学式(4月6日)に出席した。

【生活支援担当の対応】

本市転入から約1か月後、母から生活保護の受給について相談を受け、申請を受理した。これ以降、生活保護ケースワーカー(以下「生保CW」という)は3か月に1回の家庭訪問を実施した。また、母もたびたび手続きや相談のため窓口を訪れた。

家庭訪問の際に、母は、警察への泣き声通報について「同マンションの他の子どもと間違えての通報であった」と説明し、また話しながら泣き出し、「夜間就労と子育ての両立に大きなストレスを感じている」とも説明した。そのため、仕事や子育ての実情を傾聴し、保育サービスについて説明のうえ、同サービスの利用と昼間の仕事への転職を検討するよう助言・指導した。

また、母から、友人に子どもたちを預かってもらえなくなり、夜間の仕事を辞め、昼間の仕事をさがしたいとの相談があったため、継続した求職活動を助言した。

【センターの対応】

警察から本児Aについて書類通告を受け、生保CWへその内容を伝え、世帯状況を確認した。また、幼稚園には本児Aの出席状況等を確認した。家庭訪問を実施したが不在であった。

児童虐待ホットラインへの泣き声通告を受け、幼稚園に出席状況を、生保CWには訪問時の状況を確認した。また、家庭訪問を実施したが、インターフォンの呼び出しがすぐに切れた。その後、区において生保CWとともに母と面談し、状況が確認できたことから、以降は区での対応とした。

【幼稚園・小学校へのヒアリングから明らかになったこと】

(母について)

几帳面な性格で礼儀正しいという印象。日本語での会話はできるが読むことはできない。本児A・Bのことをとても気にかけており、幼稚園で本児Aが元気で楽しそうにしていることを聞いて安心した様子であった。

幼稚園行事に熱心に参加し、本児の成長に感動して涙を流すなど、親子関係は良好であった。特に本児Aが修了式に「ピアノで歌うのが楽しかった」と発表したことについては、「自分が歌手なのでうれしかった」と語った。

当該幼稚園は外国籍の園児が多く(23年度 約20%)母は他の保護者とも交流があった。泣き声通告のあと、区においてセンター児童福祉司(以下「児童福祉司」という)生保CWと面談した当日は、幼稚園に涙ぐみながら本児Aを迎えにきた。

「区で怒られた。こどもを大切にしているのに、なぜ怒られたのかわからない。」と15分間ほど泣いていた。

また、その6日後には「生活保護をもらっていることがいや」「以前はお金があったのに」と話した。このことから、母は、歌手としての自分にプライドをもっており、働いて収入を得ていた過去と、生活保護を受給して転職をすすめられている現在とのギャップを感じていたのではないかと推測される。

母は、タブレット型端末を利用して、母方祖母と頻りに連絡を取り、本児A・Bの様子も写真や映像で送ったりしていた。また、友人たちとのコミュニケーションツールとしても活用するなど、とても大切にしていた。

母は、事例発生の2日前、幼稚園・小学校に対して「タブレット型端末がなくなった」など何らかのトラブルが生じたという趣旨の説明をしているが、その説明には曖昧な部分が多く、ヒアリングからは事実は判明しなかった。

(本児Aについて)

冬場はかぜをひいて体調を崩しやすく、発熱すると1週間程度高下をくりかえし、また母や本児Bにも感染するため、その間は欠席が続いた。母は必ず通院させ、熱が下がっても咳がおさまるまで登園させないなど大事をとっていた。(母自身も冬場は体調が悪い)

C国の病院では「多動」との診断を受けていたとのことで、入園当初は多少そのような傾向もあったが、話すとは理解でき、1週間程度でおさまった。

学校入学後、本児Aが遅刻した際には、教務主任が家庭訪問し、本児A・母とともに登校するなどの支援をしていた。

(幼稚園から小学校への引継ぎ：24年3月1日 幼小連絡会開催)

<内容>・母は夜間仕事をしている。生活保護を受給している。

- ・本児は他の児童とくらべて日本語の吸収が遅いが、意欲的に話そうとするので、だんだんと話せるようになってきている。ものづくりや絵を描くことが好き。
- ・寒さに弱いため、冬場は登園がむづかしくなる。連絡なしの欠席・遅刻が多い。

問題点・課題

(事例発生前の家族の状況)

本児Aは、冬場にかぜをひきやすくなるなど体調を崩し、母や本児Bにも感染して家族で寝込んだりするため、幼稚園を欠席することが多かった。

(欠席日数：23年12月...9日 24年1月...12日 24年2月...10日)

母は、こどもたちに熱心に関わっており、泣き声通告があった後の児童福祉司・生保CWとの面談(23年11月16日)のあとでは、「こどもを大切にしているのに、なぜ怒られるのかわからない」とおちこんでいた。生活状況のききとりや子育て支援サービス利用についての助言などを「怒られた」と感じてしまったためと考えられる。

母にとっては、幼稚園での同国籍の保護者との交流が支えになっていたが、小学校にあがることで、交流がなくなることが不安材料となり、また、3月から来日していた祖母が帰国したことも精神的に不安定になった原因と考えられる。

母にとって、大切にしていたタブレット型端末に「何らかのトラブルが生じた」と感じたことは、精神的なバランスを失う大きな要因となったのではないかと考えられる。

また、母は、帰国後の電話連絡で「他者とのトラブルが生じた」といったことにも言及しており、身近で困難な事態が生じていた可能性もある。

事例発生の直接的なきっかけとなった事態については不明な点も多いが、母が孤立した状況で、混乱が極限まで高まっていったと考えられる。

4 再発防止に向けた取組み

外国籍住民に対して、個々の状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、センター、区役所、学校園などが、それぞれ、ことばや文化の違いをふまえたアプローチの方法を学ぶとともに、連携して支援にあたる必要がある。

外国籍住民が行政窓口への相談をためらうことがないよう、庁舎・学校園内の案内表示や広報物について工夫することはもとより、相談しやすい雰囲気づくりに努めるなど、「敷居」を低くするための取組みが必要である。

事例発生後、中央区において、外国籍住民による地域コミュニティが結成され、区役所もこの活動をサポートしながら、外国籍住民が孤立することのないよう支援する取組みが始まっている。全市において、こういったコミュニティなどのたちあげやその活動を支援する取組みをすすめるとともに、そのコミュニティの人材の中に行政の支援窓口を紹介したりするサポーター的な役割を担ってもらえるような人材を育成することも必要である。

事例2 中学生男児傷害事例（平成24年9月発生・平野区）

1 事例の概要

平成24年9月16日、当時12歳の男児（以下「本児」という）が、自宅において父からコップで熱湯をかけられ、約3週間の加療を要する傷害を負った。

父は、翌日傷害容疑で逮捕され、11月14日に懲役1年6か月・執行猶予3年の判決を受けた。

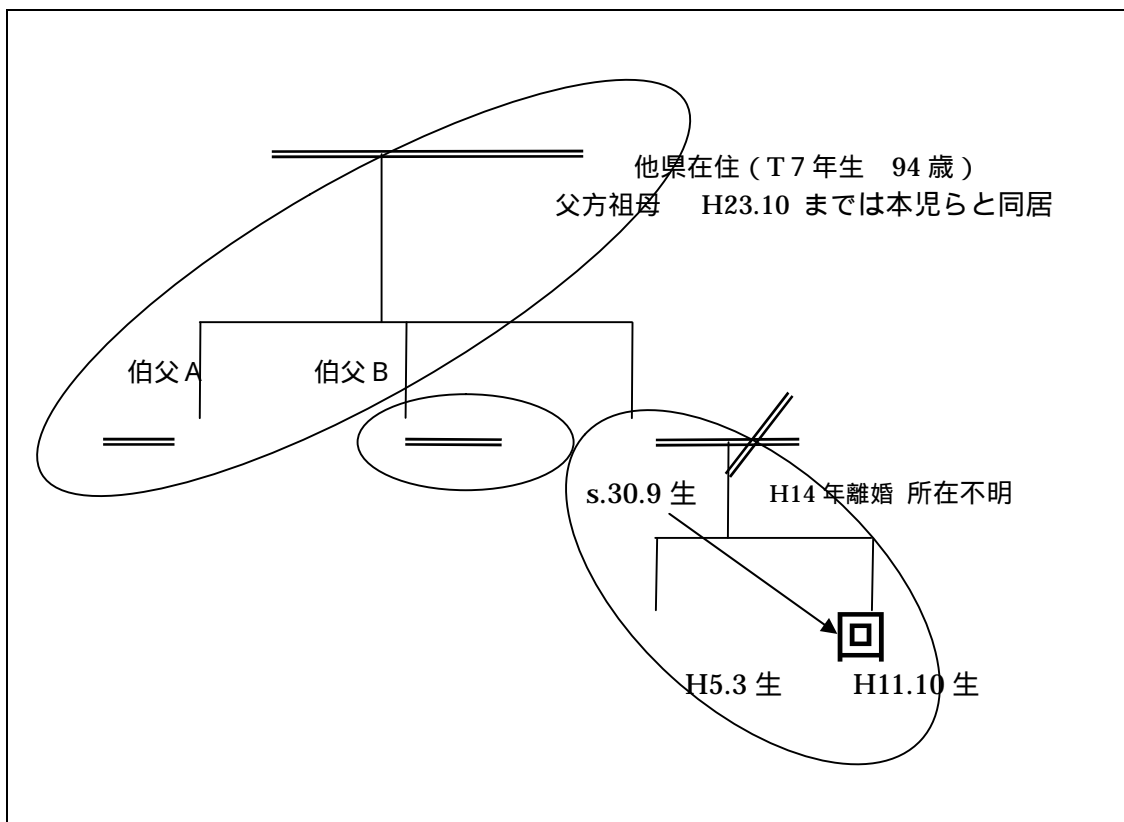
【家族構成】

（年齢は事例発生当時）

本児：12歳男児（中学1年生）

父：56歳（運転手）

兄：19歳（事例発生当時は家出をしており不在）



2 事例の経緯と関係機関の対応

	こども相談センター (以下「センター」という)	小学校・中学校
【23年】 10/30	父・兄・本児で 平野区へ転居(市内での転居)	
11/4		本児転校 小学校間で引継ぎを行う
12/5	平野警察署から身柄付通告 事案1 ・午後8時に泣き声通報があり、警察官が向かうと、本児が父の財布から金銭を持ち出そうとしたため父が叱っていたが、本児が逃げようとするので捕まえ、頭を数回壁に叩き付けたとのこと ・額にたんこぶができて少量の出血があり、本児が「父と生活したくない」と訴えたため、要保護児童として身柄付通告となる	
12/6	小学校からの確認を受け、前夜から一時保護していることを伝える 本児と面接を実施 ・またしばかれるから帰りたくない 祖母の所へ行きたい	父から小学校に、本児が保護されたことについて連絡があり、センターに電話で事実確認を行う
12/7	小学校からの連絡を受け、保護の期間は未定であることを伝える	父方祖母から小学校に、本児のことがとても心配だとの電話が入り、センターへ連絡する
12/8		職員朝会で教頭から事実経過を説明し共通理解
12/9	本児と面接を実施 ・朝起きた時、父は仕事でならず、夜は7~8時ごろに帰ってくる ・怒りっぽいですが、怒っていない時はやさしい ・兄は11月ごろから家出をしている ・祖母は、叱るがしばかない 祖母の所へ行きたい	

	センター	小学校・中学校
12 / 12	父に電話 ・ 本児の帰りを首を長くして待っている	
12 / 13	父が来所 ・ 本児のことを可愛く思っている 二人暮らしになってから、自分なりに本児のためにやってきた ・ しかし、嘘をついたり万引き・金銭の持ち出しがなくなり、腹がたつときがある ・ 暴力については反省している 本児の心理判定を実施 ・ 中度精神発達遅滞 ・ 多動性・衝動性が顕著で、短絡的な行動が多い	
12 / 19	センターにて、小学校の担任が本児と面会	
12 / 20	父が来所 ・ 児童福祉司から、本児の知的な遅れについて説明し、その後、父が本児に面会する ・ 父は涙を流し、本児も「家に帰りたい」と泣く	
12 / 27	援助方針会議にて家庭引取りを決定 ・ 父が反省し本児の知的遅れについて理解している ・ 本児も帰宅を希望している 小学校へ見守りを依頼 家庭引取り ・ 暴力はふるわないよう警告する ・ 療育手帳について説明し、本児への対応のしかた、学校での支援を受けることが必要なことを伝える	
12 / 28	療育手帳発行（B1）	
【24年】 1 / 10	父が来所 ・ 心理判定結果の詳細を児童心理司から説明する 本児が冬休み中変わりなくすごしたことを父から聞きとる	本児が登校を再開する 校内委員会で事実経過を共有するとともに、継続的に注視していくことを確認する

	センター	小学校・中学校
1 / 12		教頭・担任が父と面談 ・転居するが指定外就学させたい ・センターで心理判定を受けた (知的障がい) 学級内では学力面での個別支援を継続する
2 / 2		小中学教頭が電話で引継ぎを行う
2 / 3		新入生保護者説明会を実施 父が来校し相談を行う ・本児がお金を盗ろうとしたので怒った センターに保護された ・祖母が高齢で同居できなくなった ・療育手帳の申請を勧奨された ・特別支援学級への入級を希望
2 / 27	区内で再度転居	
4 / 1		本児が中学校に入学
		入学後、次のような状況があったため見守りを行っていた ・家庭訪問時、父といると本児が緊張していると感じた ・夏休み前に、クラブ活動の顧問が本児の目のまわりの痣に気付いた
9 / 16	事例発生 事案2 本児が父から頼まれた買い物をせず嘘をついたため、怒った父がコップで熱湯をかけて全治3週間の火傷を負わせる 本児が受診した医療機関が警察に通報し、本児は入院となる	
9 / 17	父が逮捕される	

	センター	小学校・中学校
9 / 18	<p>平野警察署からセンターに通告があり、中学校へ本児の様子を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・からだ小さいので気にしていた これまで、気になる痣やけがはなかった ・本児は野球部に所属し、数学と国語は支援学級に在籍している 	
	<p>病院にて本児と面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父にはよく怒鳴られるが、叩かれたりはしなかった ・ごはんも作ってくれるし家に戻りたい <p>父方伯父A夫婦が着替えをもってきたが、父方祖母の介護があるため、本児の面倒をみることはできないとのことであった</p>	
9 / 19	<p>受理会議を開催し、退院後の一時保護を決定する (障がい児施設への一時保護委託)</p>	
9 / 21		<p>中学校からセンターへ、今後の対応について問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父方伯父A夫婦が来校し、本児の引取りは難しいと話していた
9 / 24	<p>本児を職権保護し、福祉型障がい児入所施設へ一時保護委託する</p> <p>中学校へ、職権保護したことについて連絡する</p> <p>父方伯父Bから、父に2回ほど面会に行つたと連絡があり、その際、本児を施設で一時保護していることを伝える</p>	
10 / 12	<p>拘置所にて父と面会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児が元気になっていることを伝えると、安心した様子 ・今回の件はやりすぎた もう二度としない 	

	センター	小学校・中学校
11 / 1	一時保護から入所措置へ切り替え	
11 / 14	父に判決（懲役1年6か月 執行猶予3年）	
11 / 21	父が来所 面接を実施 ・本児としばらく離れて生活するという条件で仕事に復帰した ・早く本児といっしょに暮らしたいので、センターの指導に従う	
12 / 28	父に、再発防止のための個人カウンセリングを提案し、了承を得る	
【25年】 1 / 17	父にカウンセリングを実施 以降、月に1回のカウンセリングを継続する	

3 問題点・課題の整理

事実関係の整理

【家族の状況】

本児は、大阪市内で父・兄・父方祖母と4人で暮らし、祖母が本児らの世話をしていたが、祖母が介護の必要な状態となって他県在住の父方伯父Aにひきとられたことを機に、平成23年10月末、父・兄・本児で平野区に転居した。

父母は離婚しており、母の所在は不明である。

事案1

23年12月5日、本児が父の財布から金銭を持ち出そうとして叱られ、逃げようとする本児を父が捕まえて、頭を数回壁に叩きつけたことで平野警察署に泣き声通報があり、本児が「父と生活したくない」と訴えたため、要保護児童としてこども相談センター（以下「センター」という）に身柄付通告となった。

24年2月末には、再度、区内で転居したが、本児が6年生であるため、父の希望で小学校は転校せず指定外就学し、24年4月に中学校に進学した。

事案2

24年9月16日、本児が父から頼まれた買い物をせず嘘をついたとのことで、怒った父がコップで熱湯をかけ、本児に火傷を負わせた。診療にあたった医療機関から通報を受けた平野警察署がセンターに通告した。

【センターの対応】

（事案1の身柄付通告を受けて）

本児は、保護翌日の面接時に「またしばかれるから帰りたくない。祖母のところに行きたい。」と述べた。

その後の面接では、家庭状況について、次のように話した。

- ・本児起床時には、父は仕事でおらず、夜7～8時ごろに帰ってくる。
- ・父は、怒りっぽい、怒っていないときは優しい。
- ・兄は、23年11月ごろから家出をしている。
- ・祖母は、叱るがしばかない。祖母のところに行きたい。

また、本児の心理判定を実施したところ、中度の精神発達遅滞がみられ、多動性・衝動性が顕著で、短絡的な行動が多いとの結果となった。（療育手帳B1）

について父に説明し、その後、父と本児は面会した。父は涙を流し、本児も「家に帰りた」と泣く場面がみられた。

12月27日、援助方針会議にて、父が反省しており本児の発達上の課題について理解していること、本児も帰宅を希望していることから、家庭引取りを決定し、小学校へ見守りを依頼した。

引取りの際には、暴力は振るわないよう父に警告し、療育手帳について説明のうえ、本児への対応のしかた、学校で支援を受けることが必要なことを伝えた。

(事案2 の虐待通告を受けて)

受理会議を開催し、本児退院後は一時保護することを決定し、9月24日、退院と同時に職権により障がい児施設への一時保護委託とした。

その後、11月1日に入所措置に切り替え、父には、再発防止のためのカウンセリングを月1回継続して実施している。

【小学校の対応】

市内での区間転居に伴い、本児がA小学校からB小学校へ転校した際には、23年11月4日に双方の教頭・担任で引継ぎを行った。

- ・これまでは、祖母が本児と兄の世話をしていたが、高齢で介護が必要となり、本児・父・兄で転居し、3人で暮らすことになった。
- ・学力及び生活指導面での課題に対応する必要がある。

(盗癖がある。使い走りのようなことをさせられるなど友人関係に課題がある。)

A小学校では、父からの依頼により、3年生から放課後に宿題や学習のおくれている点について指導を行っていた。

事案1により本児が一時保護されたことについて、B小学校では、父自身が連絡してきたこと、本児の様子に問題はなく欠席・遅刻もなかったことなどから、虐待ケースであるとの認識はしなかった。

【中学校の対応】

本児は、1学期は順調に登校していたが、家庭訪問時に担任が、本児が父といると少し緊張していると感じて見守りを行っていた。

また、夏休み前に、クラブ活動の顧問が、本児の目のまわりの痣、頭頂部の傷に気付き、担任に報告した。本児に確認したところ「兄にたたかれた」と説明したため、日常的に見守りを続けていた。

【小学校から中学校への引継ぎなど】

24年2月2日、教頭どうしで引継ぎを行い、事案1を含む家庭状況や学習状況について情報共有したが、電話での引継ぎであったため、虐待事案であることは伝わらなかった。24年2月3日、新入生保護者説明会にて父から相談を受けた。

- ・本児がかばんからお金を盗ろうとしたので怒った。警察が来てセンターに保護された。
- ・祖母が高齢で同居できなくなった。
- ・療育手帳の申請を勧奨された。
- ・特別支援学級への入級を希望。

問題点・課題

(センター)

一般的に、家庭引取りの判断にあたっては、こどもが一定の年齢に達している、帰宅を希望している、親が反省しているという状況であれば、引取り可能との判断をしがちである。しかしながら、本事例については、父に本児の発達上の課題を説明して暴力をふるわないよう警告したものの、父の衝動性の高さや本児の抱える課題などが改善されないままでの引取りであったため、背景が変わらない中で、同様の事象がくりかえされるといった結果になった。家庭引取りにあたり、小学校に見守りを依頼したが、区子育て支援室（要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の調整機関）に見守りケースとして情報提供するまでには至らなかった。

(小学校・中学校)

23年11月4日には転校に伴いA・B小学校間で、24年2月2日には中学校への進学前に小学校・中学校間で、それぞれ引継ぎを実施したが、いずれも口頭での情報伝達であった。24年2月3日の新入生保護者説明会に父が来校し相談を行ったが、父が「事案1」について自分が暴力をふるった事実を説明しなかったこともあり、虐待としての認識が低かった。本児は、標準身長に比して「-2SD」と低身長が疑われる体格であり、また、中度の精神発達遅滞がみられるなど課題を抱えていた。これらの状況から、早い段階で心理判定につなぐなど、教育と福祉が連携して支援する必要があった。

4 再発防止に向けた取組み

こどもの問題行動の原因のひとつとして、発達上の課題が考えられるが、親がこどもの抱える課題を認識していない場合も多い。センターをはじめとする関係機関は、こどもの特性を適切に把握し、養育環境、親の状況などについてよりきめ細かくアセスメントしたうえで、援助方針を決定する必要がある。

また、問題行動が継続する可能性も視野に入れ、どういった時に問題行動が発生するのか、また、その改善の方法など、親とともに考えていくことが重要である。

センターでは、「虐待からの家族回復支援事業」として、それぞれの課題にあわせたカウンセリングや各種プログラムを実施することにより、親子関係の改善を図り、再発防止につなげるよう取り組んでいる。引き続き、これらのプログラムを活用しながら、虐待した親、虐待を受けたこどもに対する効果的な支援に努める必要がある。

とりわけ、男親への改善プログラムは全国的に不十分であるので、その態勢の強化も求められる。

虐待により親子分離となり家庭に戻るできないこどもたちは、児童養護施設等に措置されることとなるため、こどもたちが安心して安定した生活が送れるよう、入所枠の確保は重要な課題である。とくに年長児については施設不適應を起こすケースが増加しており、受け入れ先の充実を図る必要がある。

学校、保育所、幼稚園などが、日常的にこどもと接する中で課題を把握した場合は、親とともにこどもの状態像をしっかりととらえ、より個々の特性に応じた支援が可能となるよう、区子育て支援室（要対協の調整機関）やセンターとも連携しながら対応を検討することが必要である。

転校時や進学時の引継ぎをはじめとする学校間の情報伝達については、口頭で行うことで迅速に対応できる反面、情報を伝えた側と受けた側で認識のずれが生じることがある。

そのため、本事例発生後、大阪市の学校園・教育委員会事務局においては、虐待事案など重要な情報について、必ず文書により伝達するよう改めているとのことであるが、この取組みを徹底し、校長をはじめ職員が共通理解のうえで、校内体制がとれるよう努める必要がある。ひとり親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っており、経済的・精神的負担を抱えていることが多い。とくに父子家庭として新しい生活を始めるにあたっては、安定した生活を継続していけるよう、家事や子育ての負担を軽減するサービスにつなぐなどの支援が必要である。

在宅支援の場合、基本は区子育て支援室を調整機関とした要対協としての関係機関によるチーム支援が前提となる。各機関においては、把握した虐待ケースは要対協の調整機関としての区子育て支援室につなぎ連携していくという意識をもつことが必要であり、かつ、要対協には支援の内容を充実させるための努力が求められる。

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会運営規程

1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、児童福祉法大阪市社会福祉審議会運営要領第9条第2項に基づき、児童福祉専門分科会の下に、「児童虐待事例検証部会」(以下、「部会」という)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員構成

部会の委員は、大阪市社会福祉審議会運営要領第10条に基づき、大阪市社会福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市社会福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
 - 事例の問題点と課題の整理
 - 取り組むべき課題と対策
 - その他検証に必要な認められる事項

5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人

のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6．報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7．部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8．守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9．庶務

部会の庶務は、大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課が処理する。

附則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会 委員名簿

氏名	役職等	備考
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授	
神谷 周道	大阪市民生委員児童委員連盟会長	
蒔井 順子	弁護士	
西垣 敏紀	大阪警察病院小児科部長	

審 議 経 過

平成25年2月27日（第1回部会）

- ・事例1 事例の概要について確認
こども相談センターの関与状況についてヒアリング
保健福祉センターの関与状況についてヒアリング

平成25年3月21日（第2回部会）

- ・事例2 事例の概要について確認
こども相談センターの関与状況についてヒアリング

平成25年4月23日（第3回部会）

- ・事例1 幼稚園・小学校の関与状況についてヒアリング
事実関係の整理
- ・事例2 小学校・中学校の関与状況についてヒアリング
事実関係の整理

平成25年5月28日（第4回部会）

- ・大阪市における小学生男児死亡・中学生男児傷害事例検証結果報告書（素案）検討

平成25年9月11日

- ・大阪市における小学生男児死亡・中学生男児傷害事例検証結果報告書の提出